

令和4年度 生協ガバナンス研修会

会員生協の健全な組織運営と安定した経営基盤の強化、危機管理能力の向上を目的に開催いたしました。

◇日時 令和4年8月23日(火)14時～16時

◇会場 (1)オンライン出席:Zoom
(2)実出席:愛知県生協連 会議室

◇内容 生協の機関運営について

◇講師 宮部好広様(日本生協連法務部)

◇参加者33名(12生協26名、行政1名、日本生協連2名、事務局4名)
コープあいち7名、一宮2名、トヨタ1名、かりや愛知中央4名、愛知県職員1名、トヨタ車体1名、愛知県警察職員1名、南医療1名、名古屋大学消費2名、名古屋市民火災共済1名、東海コープ3名、アイチョイス2名、日本生協連2名、県民生活課1名

◇研修内容

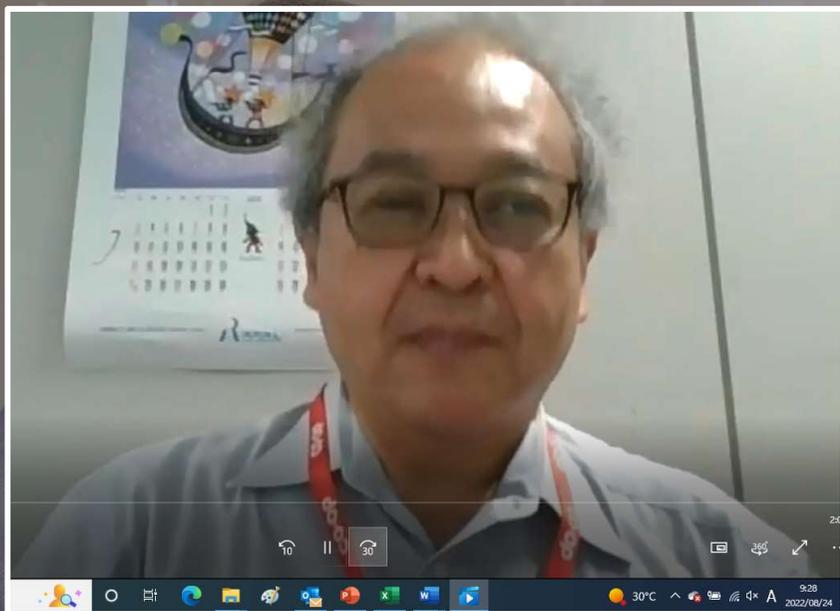
<生協のガバナンスと機関運営>

1) 生協のガバナンス

- ・トップである代表理事をコントロールするための管理体制
- ・代表理事の指揮のもとに経営組織をコントロールするための管理体制

2) 生協のガバナンス(狭義)と機関運営

- ・**機関運営のルール**がガバナンス(狭義)の基本
- ・組合員の意思に沿って、代表理事が経営組織を指揮して業務を執行していくための仕組み



<総(代)会・理事会に関するルール>

1) 総(代)会・理事会の位置づけと権限

- ・総(代)会は組合員から選挙で選ばれた代表である総代によって構成される会議体
- ・総(代)会では、生協運営の基本的な事項、事業・運営の枠組みに関する事項、組合員の権利義務や役員に関する重要な事項などについて、専属的な権限を持っています
- ・理事会は、「重要事項については自らが決定する」「代表理事等による業務執行の状況について報告を受け、監督する」という2つの権限を通じて、代表理事による業務執行を適切にコントロールすることが期待されています

2) 機関である会議体(総(代)会、理事会)の開催手続の流れ

3) 総(代)会・理事会の開催手続に関する主な規定

4) 理事会に関する特殊なルール

- ・会場に在席しない「出席」(テレビ会議方式・オンライン方式)
- ・開催せずに開催したのと同じ効果を得る方法(みなし理事会、書面報告)

<役員に関するルール>

1) 生協法上の「役員」とは

2) 役員の基本となる義務

- ・役員は生協に対して「善良なる管理者の注意」を払って仕事をする義務(善管注意義務)を負います
- ・理事という地位を利用して自分や第三者の利益を図るようなことをせず、一切の私心を去って生協の利益のために職務を遂行する忠実義務を負います。

3) 役員に関する重要なルール

<監事に関するルール>

1) 監事の職務

- ・監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない

2) 監査報告の内容

3) 年間の監査活動の見取り図

4) 監事の権限と義務

<組合員の直接請求権・訴権に関するルール>

1) 組合員の直接請求権・訴権の意義

- ・組合員の直接請求権・訴権は、そのような例外的な場合に、生協の主人公である組合員のイニシアティブによって是正を図る手段です

2) 組合員による直接請求権(少数組合員権)

- ・単独の組合員ではなく**一定の割合の組合員による請求が要件**となっている

3) 組合員等による訴権

- ・提訴権を有する者は訴えごとに異なりますが、組合員は全ての訴えにおいて提訴権があります

- ① 総代会決議不存在確認の訴え
- ② 総代会決議無効確認の訴え
- ③ 総代会決議取消しの訴え
- ④ 役員責任追及の訴え(組合員代表訴訟)
- ⑤ 理事の法令等違反行為差止めの訴え